

滋賀県立むれやま荘

むれやま荘の理念・基本方針

●理念

障がいのある人の、自立とより豊かな社会参加が可能となるよう、質の高い支援サービスの提供に努めます。

●基本方針

1. 県下の基幹施設として、利用者のニーズに沿った医学的及び社会的、並びに職業的リハビリテーションを提供します。
2. 利用者の人権を尊重し、利用者の立場に立ったサービスの提供を心がけます。
3. 常に知識・技能の向上に励み、質の高い支援サービスの提供に努めます。
4. 関連機関と連携し、利用者の社会参加を推進します。
5. 効率的業務運営に努め、安定した施設経営を目指します。



むれやま荘 利用対象者及び定員

①障害者手帳を有し、市町から障害者自立支援給付に関する受給者証の交付を受けられた人で、訓練により機能改善や社会生活力の向上が望まれる人。

○身体障害がない高次脳機能障害者については手帳の有無は問いません。
(ただし、診断が確定している人)

○夜間の排泄については、原則ご自身で可能な方法
(尿器・オムツ・ポータブルトイレ・コンビーン等使用)をとっていただいています。

②満18歳以上(特例として15歳以上)概ね63歳以下の人。

③日常生活において常時介護を必要としない人。

④内因性精神障害を主たる障害としない人。

⑤伝染性疾患など集団生活に支障をきたさない人。



むれやま荘入所までの手続き

施設利用希望者の相談
(社会リハ連携室)

TEL:077-565-0294

施設見学
(本人・家族等→施設)

施設利用申請書類の配布
(施設→本人・家族等)

施設利用申請書類の提出
(本人・家族等→市町・施設)

入所面接・判定会議
(施設)

自立支援給付費申請→サービス等利用計画
の作成依頼

(本人・家族等→市町→相談支援事業所)

給付費支給決定
(市町)

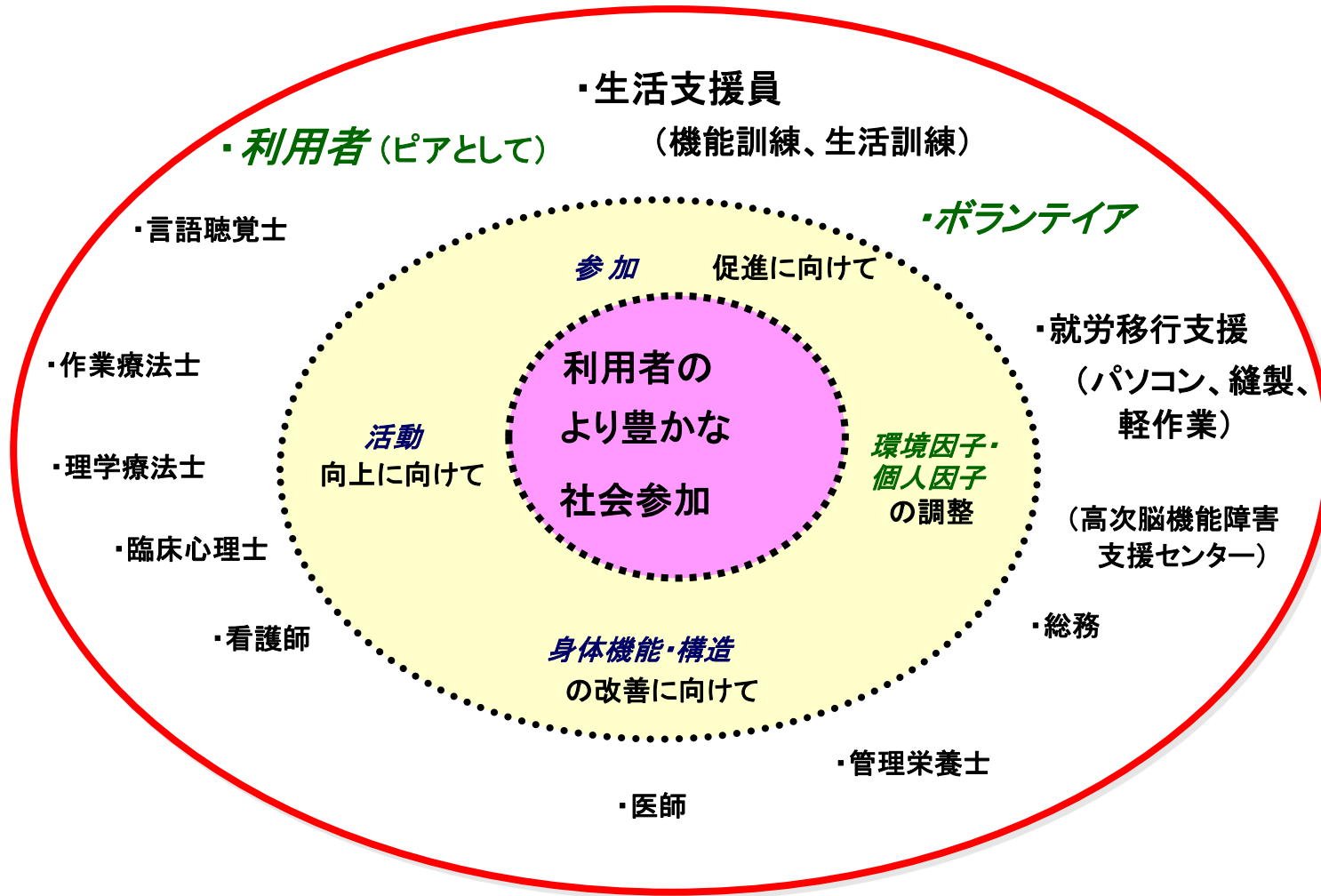
暫定利用期間(約2ヶ月以内)

・利用契約
・オリエンテーションプログラム

本支給決定
本利用開始

支援体制

最終目標は「自立とより豊かな社会参加」であり、この目標に向けての取組みと努力の全てがリハビリテーションです。

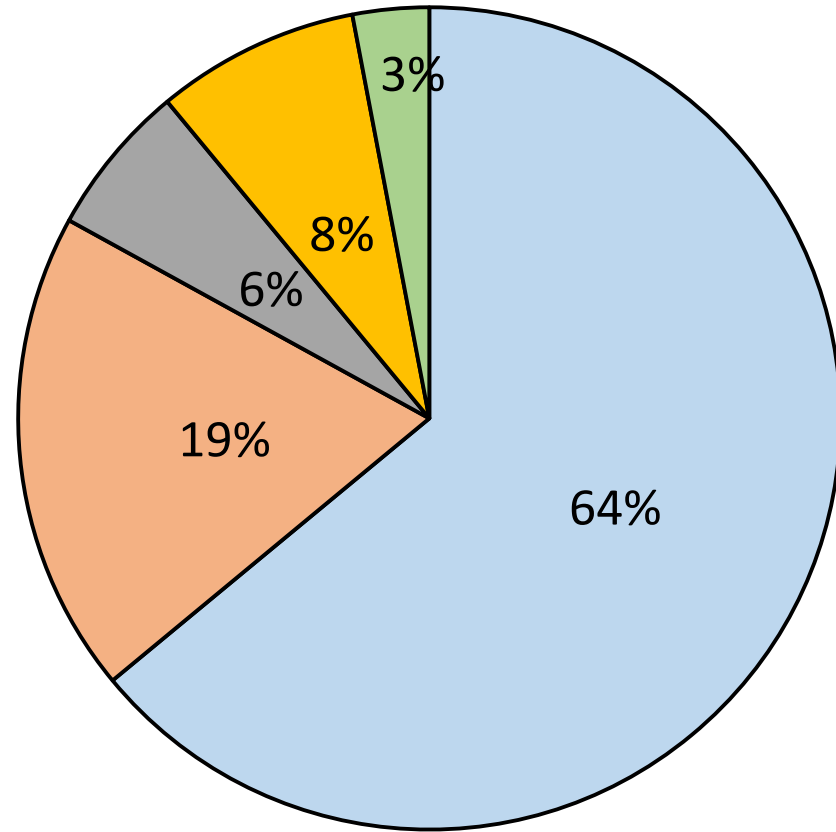


<利用料>

- ①障害者総合支援法で定められた額
(本人負担は1割)
(生活保護の方は減額されます。)
- ②食事代、水道光熱費その他実費など
かかった費用
(受給者証内容によって、
減額される場合があります。)

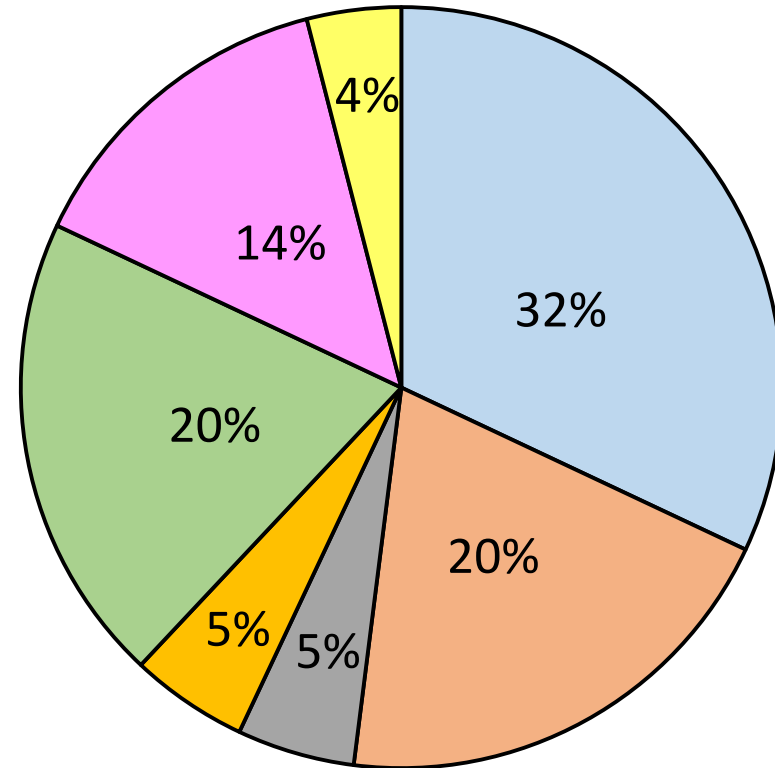
退所後の動向(平成27年度)

退所先



- 家庭復帰
- 単身生活
- 施設入所
- 他の地域生活
- その他

退所後の進路



- 復職・就職
- 就労移行B
- 就労移行支援
- 生活介護
- 介護保険サービス
- 日中活動なし
- その他